明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三四）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同三五）　一三
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三六）　一六

省令

○**財務省令第三十四号**

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明